

和歌山県の情報公開・個人情報保護

令和4年度の情報公開制度・個人情報保護制度実施状況報告書

令和 5 年 8 月

和歌山県総務部総務管理局総務課

目 次

情報公開制度

I 情報公開制度のあらまし

- 1 情報公開制度の目的…………… 1
- 2 公文書開示制度…………… 1
- 3 情報公開の総合的な推進…………… 4

II 情報公開制度の運用状況

- 1 公文書の開示請求の処理状況…………… 6
- 2 公文書の任意開示の申出の処理状況…………… 1 2
- 3 審査請求の状況…………… 1 2

III 情報提供の状況

- 1 行政資料の利用状況…………… 1 4
- 2 情報公開コーナーの主な配架資料…………… 1 5

個人情報保護制度

I 個人情報保護制度のあらまし

- 1 個人情報保護制度の目的…………… 1 7
- 2 個人情報保護制度の概要…………… 1 7

II 個人情報保護制度の運用状況

- 1 個人情報ファイル簿の件数…………… 2 1
- 2 保有個人情報の開示請求等…………… 2 2
- 3 審査請求の状況…………… 2 7
- 4 実施機関非識別加工情報の提案の件数及び処理状況…………… 2 8

III 口頭により開示請求をすることができる個人情報及び実施状況…………… 2 9

和歌山情報公開・個人情報保護審議会…………… 3 4

情報公開制度

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の目的

和歌山県では、平成5年10月1日に「和歌山県公文書の開示に関する条例」（以下「旧条例」という。）が施行され、情報公開制度がスタートしました。その後、社会情勢の変化、地方分権の推進、法律との調整により旧条例を見直す必要が出てきたため、「原則公開」の徹底と「個人のプライバシーの保護」への最大限の配慮を基本としつつ、「県民の知る権利」、「行政の説明責務」等が盛り込まれた和歌山県情報公開推進懇話会の提言を踏まえ、旧条例を全面改正した「和歌山県情報公開条例」（以下「条例」という。）が平成13年3月27日に公布され、同年10月1日から施行されています。

本県の情報公開制度は、①公文書開示制度、②情報提供制度という2本の柱から構成されています。公文書開示制度は、条例によって創設された県民等の公文書の開示を求める権利に対し、県が一定の範囲で開示義務を負うものです。また、情報提供制度は、県が積極的にその保有する情報を県民に提供していこうというものです。そして、両者は、それぞれ機能を分担しながら、相互に補完し合う関係になっており、この2つの施策を総合的に実施することによって、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政をより一層推進していくことが情報公開制度の目的です。

2 公文書開示制度

公文書開示制度は、県が保有する公文書について、その開示を求める県民等の権利を条例により明らかにしたものです。具体的には、自らが見たいと思う公文書について開示請求を行い、その請求に係る公文書がこの条例で定める要件を満たした公文書であれば、その公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることができるというものです。

(1) 実施機関

条例において「実施機関」とは、条例に基づき公文書の開示等を実施する機関で、以下の15機関がこれに当たります。

知事、議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、警察本部長、県が設立した地方独立行政法人（※）並びに和歌山県住宅供給公社及び和歌山県土地開発公社（以下「地方公社」という。）

※ 現在、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「県立医科大学」という。）
が該当

(2) 公文書の定義

旧条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものでしたが、条例においては、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを「公文書」と定義しました。

(3) 請求権者

条例において「請求権者」とは、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる者で、県内外、個人、法人を問わず「何人も」公文書の開示請求をすることができます。

(4) 請求の対象となる公文書の範囲

開示請求ができる公文書の範囲については以下のとおりです。

ア 議会、公安委員会、警察本部長及び地方公社を除く実施機関

(ア) 平成13年4月1日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書

(イ) 平成13年3月31日以前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成5年4月1日から平成13年3月31日までの間に決裁又は供覧等の手続が終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

(ウ) 平成13年3月31日以前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成13年4月1日以後に決裁又は供覧等の手続が終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

イ 議会、公安委員会及び警察本部長

(ア) 平成13年4月1日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書

(イ) 平成13年3月31日以前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成13年4月1日以後に決裁又は供覧等の手続が終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

ウ 地方公社

- (ア) 平成 14 年 10 月 1 日以降に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書

(5) 請求の手続

公文書の開示請求は、実施機関に対して、必要事項を記載した公文書開示請求書を提出して行います。当該請求の受付窓口として、県庁内に総合公開窓口（情報公開コーナー）と各課室の情報公開相談員（※）、地方機関及び振興局に地方公開窓口と各部の情報公開相談員（※）を設置しています。議会については県議会事務局総務課が、公安委員会及び警察本部長については警察本部情報公開コーナー及び各警察署警務課が受付窓口となっています。また、県立医科大学及び地方公社についてはそれぞれの機関に受付窓口を設けています。

※ 平成 25 年 1 月 1 日より、公文書開示請求の受付窓口の県庁各課及び振興局各部に開示請求を補助する情報公開相談員を設置しています。

(6) 請求に対する決定

実施機関は、公文書開示請求書を受け付けたときは、受け付けた日の翌日から起算して 15 日以内に開示するかどうかの決定を行います。決定の通知は、即日開示を除き、書面により行います。

なお、実施機関は、やむを得ない理由によりその 15 日以内の期間内に開示するかどうかの決定ができないときは、公文書開示請求書を受付した日の翌日から起算して 60 日を限度として当該期間を延長することができます。

(7) 開示の方法

公文書の開示には、公文書を閲覧する方法と、公文書の写しの交付を受ける方法があり、その両方を求めることもできます。

なお、公文書の写しの交付を受ける場合には、その写しの交付に要する手数料として、複写機によるもの（白黒で日本産業規格 A 列 3 番までのもの）についてはその写し 1 枚につき 10 円、その他写しについては条例で定める金額となっています。なお、平成 15 年 4 月 1 日からは新たにカラーによるもの（日本産業規格 A 列 3 番までのもの）の場合は 1 枚につき 40 円となっています。

また、平成 25 年 1 月 1 日から公文書を閲覧する場合にも手数料を要します。（40 枚までの場合 4 枚までごとにつき 10 円、40 枚を超える場合 40 枚までごとにつき 100 円）

(8) 公文書の開示義務

条例は、「県民の公文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする」という第 3 条の規定からも明らかなように、公文書の原則公開を基本理念にしてお

り、実施機関は請求に係る公文書に次の非開示事項が記録されている場合を除き、公文書を開示しなければならないことになっています。

- (ア) 法令秘情報
- (イ) 個人に関する情報
- (ウ) 実施機関非識別加工情報
- (エ) 法人等に関する情報
- (オ) 公共の安全等に関する情報
- (カ) 審議、検討等に関する情報
- (キ) 事務又は事業に関する情報

(9) 審査請求

実施機関が行った非開示等の決定に対して不服のある場合には、その実施機関に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求を受けた実施機関は、その審査請求が不適法であることを理由として却下するとき及び決定又は裁決で、審査請求に係る開示決定等を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするときを除き、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければなりません。また、実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、その審査請求に対する裁決等を行わなければならないとされています。

なお、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会は、優れた識見を有する10名以内の委員で構成され、第三者的な立場から審査請求の事案を審議するために設けられた知事の附属機関です。

(10) 公文書の任意開示

実施機関は、開示請求の対象とならない公文書のうち、保存期間が永久と定められており、かつ、検索資料が整備されている公文書について、開示の申出があったときは、その公文書の開示に努めるものとされています。

3 情報公開の総合的な推進

情報公開を公文書開示制度と共に推進していく制度として、情報提供制度があります。

情報提供制度とは、実施機関が自主的・能動的に、又は県民の求めに応じて任意に県政に関する情報を広く県民の利用に供する制度であり、公文書の情報を整理、また、説明を加え理解しやすい形で提供できる利点を持っています。

公文書開示制度は、公文書の持つ専門的な性格のため、どうしても県民に対する情報公開制度としては限界があります。したがって、県民の必要としている情報を、可能な限り分かりやすく、正確かつ迅速に提供できるように、情報の総合的な管理

体制を確立し、自己の広報手段を拡充するとともに、報道機関に対する積極的な情報提供を行う等情報公開の有機的、総合的な推進に一層努める必要があります。

本県では、情報提供施策の1つとして、県庁本館2階に「情報公開コーナー」を設置し、和歌山県、その他の地方自治体、国等の刊行物、統計書等を収集し、県民の閲覧に供するほか、写しの交付、有償刊行物の販売などを行っています。

また、県が保有する情報についての相談にも応じています。

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

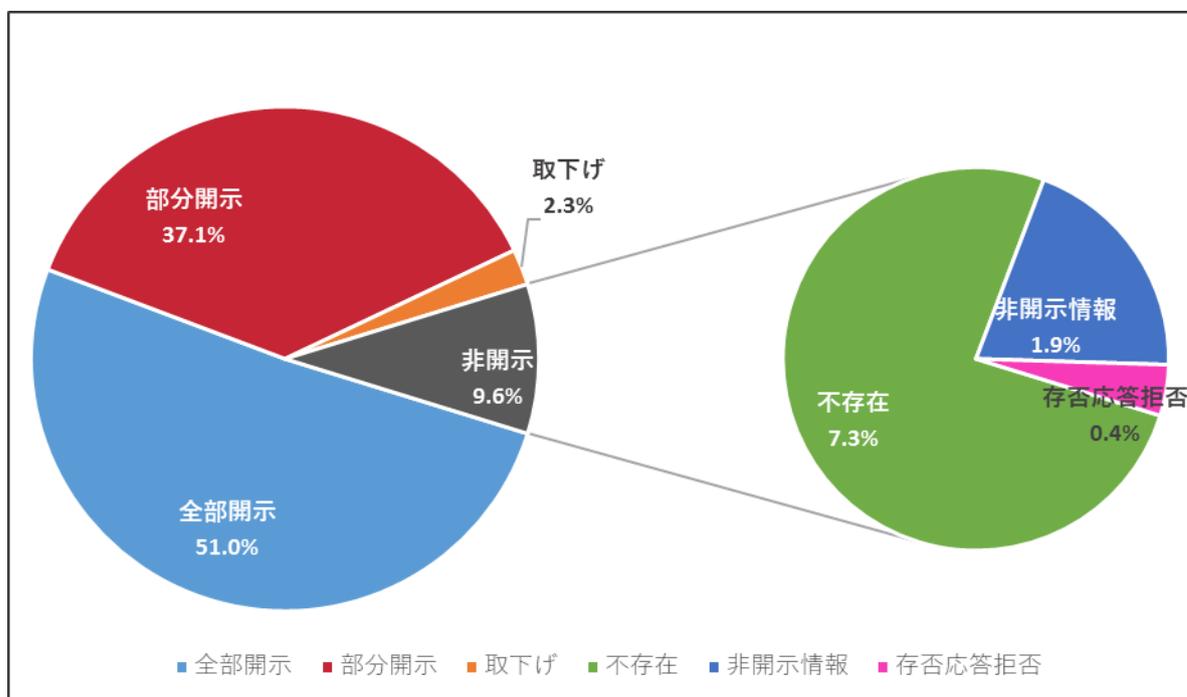
1 公文書の開示請求の処理状況

以下に掲げる表は、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）を含む過去3年度分の処理状況を示したものです。

(1) 請求件数及び決定内容等の区分

区分	請求件数	決定内容等						
		開示			非開示			取下げ
		全部開示	部分開示	計	非開示情報	不存在	存否応答拒否	
令和4年度	6,126	3,138	2,265	5,403	115	442	25	141
令和3年度	5,968	3,330	2,311	5,641	41	154	9	123
令和2年度	5,732	3,181	2,024	5,205	19	70	4	434

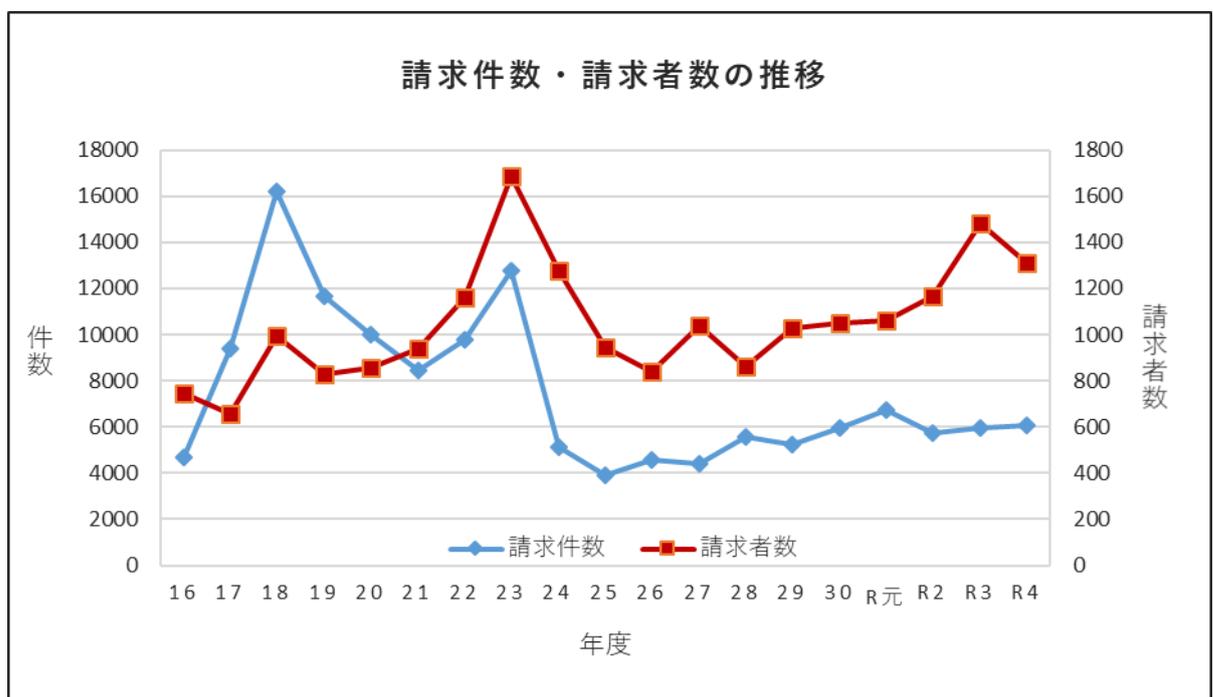
令和4年度の請求件数の決定区分



全部開示 51.0% 部分開示 37.1% 取下げ 2.3%
 非開示情報 1.9% 不存在 7.3% 存否応答拒否 0.4%
 (小数点第2位以下は四捨五入)

(2) 窓口別請求者数

区分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
知事部局 各種委員会	総合公開	746	880	703
	地方公開	354	400	301
	担当課	156	133	83
議会		10	18	6
警察		44	52	65
県立医科大学		2	0	8
住宅供給公社		0	0	0
土地開発公社		0	1	1
計		1,312	1,484	1,167

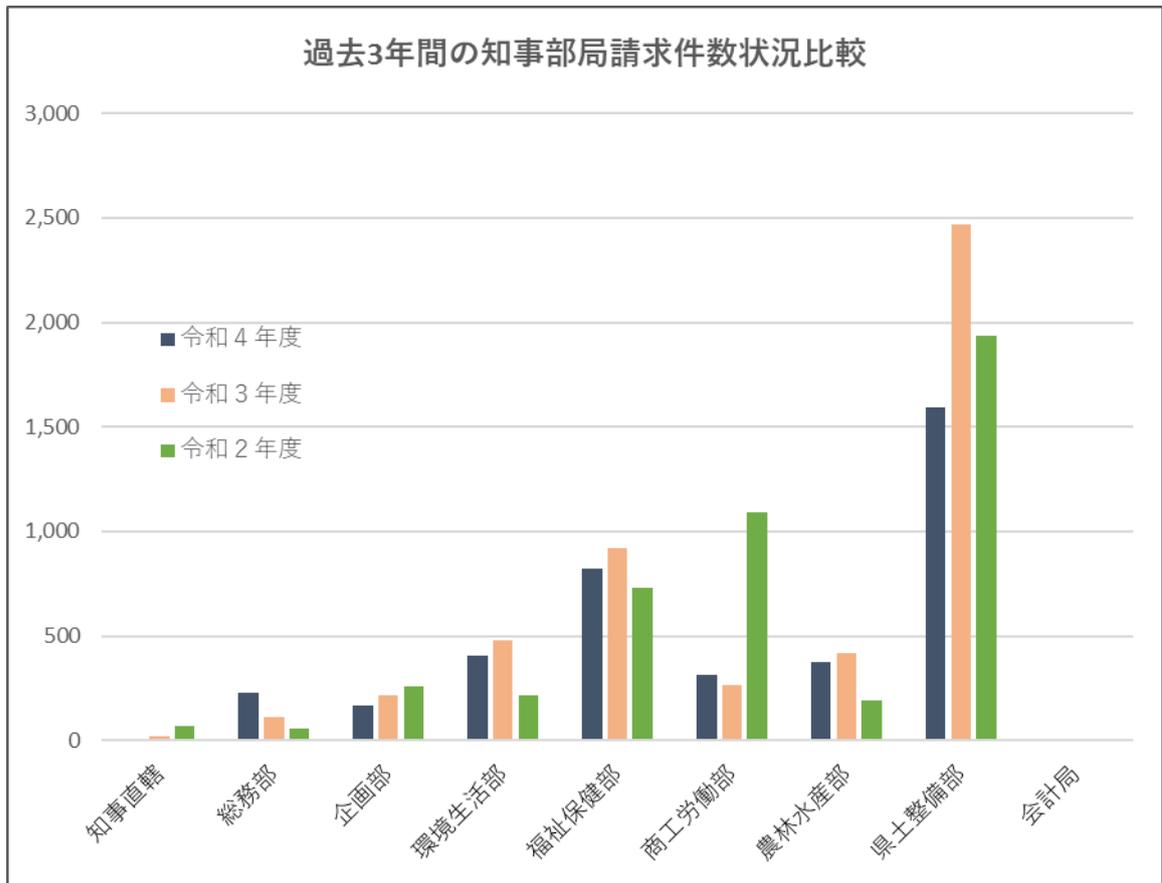


(3) 実施機関別請求状況

区分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
知事部局	知事直轄	10	21	69
	総務部	229	111	54
	企画部	165	214	261
	環境生活部	404	482	214
	福祉保健部	819	922	727
	商工観光労働部	312	266	1,093
	農林水産部	373	416	191
	県土整備部	1,608	2,471	1,935
	会計局	1	6	1
	どの部局にも属さないもの	0	0	0
	小計	3,921	4,909	4,545
議会		152	100	109
教育委員会		1,063	217	259
公安委員会		0	0	0
選挙管理委員会		586	317	561
監査委員		0	0	0
人事委員会		0	0	0
労働委員会		0	0	0
収用委員会		0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0
内水面漁業管理委員会		0	0	0
警察本部		402	424	249
和歌山県立医科大学		2	0	8
和歌山県住宅供給公社		0	0	0
和歌山県土地開発公社		0	1	1
計		6,126	5,968	5,732

※ 令和4年度の実施機関別内訳

区分		請求件数	決定内容等						取下げ
			開示			非開示			
			全部	部分	計	非開示情報	不存在	存否応答 拒否	
知事部局	知事直轄	10	6	0	6	0	2	0	2
	総務部	229	15	32	47	96	74	9	3
	企画部	165	113	47	160	0	0	0	5
	環境生活部	404	245	139	384	0	1	0	19
	福祉保健部	819	185	591	776	0	9	4	30
	商工観光労働部	312	113	179	292	0	0	0	20
	農林水産部	373	208	123	331	3	20	5	14
	県土整備部	1,608	1,165	365	1,530	12	24	3	39
	会計局	1	0	0	0	0	0	0	1
	どの部局にも属さないもの	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3,921	2,050	1,476	3,526	111	130	21	133
	議会	152	144	8	152	0	0	0	0
	教育委員会	1,063	735	19	754	0	303	0	6
	公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	586	128	457	585	0	0	0	1
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	内水面漁業管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
	警察本部	402	79	305	384	4	9	4	1
	和歌山県立医科大学	2	2	0	2	0	0	0	0
	和歌山県住宅供給公社	0	0	0	0	0	0	0	0
	和歌山県土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6,126	3,138	2,265	5,403	115	442	25	141



※ 件数の多い請求内容

部局名	主 な 内 容
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・金入り工事設計書 ・道路計画平面図 ・道路位置指定申請書 ・建設業許可業者名簿
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人の財務諸表
環境生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等に基づく許認可台帳(理美容等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法届出書 ・協同組合等の財務諸表 ・学校法人の財務諸表

(4) 非開示理由別内訳

非開示又は部分開示の決定をした公文書の非開示理由別の内訳です。2つ以上の非開示理由がある公文書については、すべての理由について集計しています。

区分（該当条項）	令和4年度	令和3年度	令和2年度
法令秘情報（1号）	102	25	6
個人に関する情報（2号）	1879	1745	1530
実施機関非識別加工情報（3号）	0	0	0
法人等に関する情報（4号）	1748	1371	1317
公共の安全等に関する情報（5号）	186	196	105
審議、検討に関する情報（6号）	7	6	5
事務又は事業に関する情報（7号）	158	238	229
その他（不存在・存否応答拒否）	467	7	74

2 公文書の任意開示の申出の処理状況

以下に掲げる表は、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）を含む過去3年度分の公文書任意開示申出の処理状況を示したものです。

請求件数及び決定件数等の区分

区分	請求件数	決定内容等						
		開示			非開示			取下げ
		全部開示	部分開示	計	非開示情報	不存在	存否応答 拒否	
令和4年度	72	8	51	59	2	7	0	4
令和3年度	34	4	27	31	0	0	0	3
令和2年度	28	5	23	28	0	0	0	0

3 審査請求の状況

実施機関が行った公文書の非開示決定及び部分開示決定に対する審査請求は、令和4年度に受理したものが0件、令和3年度以前から継続しているものが6件あり、令和4年度中に取り扱った審査請求は合計6件です。これらの処理状況は以下のとおりです。

(1) 審査請求の件数及び処理状況

年度	審査請求 件数	処理状況					
		全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審査中
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	6	0	0	5	0	0	1

(2) 審査請求対象公文書及び審議会の状況

諮問番号	審査請求対象公文書	審査請求年月日	審査会(審議会)		裁決等	原処分内容等
		実施機関(担当課)	諮問年月日	答申内容	裁決年月日	決定
			答申年月日		裁決内容	決定理由
(情)8	田辺市が行った和歌山県田辺市本宮町湯峰字温水108番地所在の旧湯峰温泉公衆浴場解体工事に伴う建設リサイクル法の届出に係るすべての情報	R3.9.16	R3.11.30	原処分妥当	R4.5.26	全部開示
		知事(建築住宅課)	R4.4.26		棄却	—
(情)9	田辺市が行った和歌山県田辺市本宮町湯峰字温水108番地所在の旧湯峰温泉公衆浴場解体工事に伴う建設リサイクル法の届出に係る「分別解体等の計画等」の情報	R3.10.1	R3.11.30	原処分妥当	R4.5.26	非開示
		知事(建築住宅課)	R4.4.26		棄却	不存在
(情)10	県立和歌山高等学校、橋本高等学校、箕島高等学校、和歌山工業高等学校、海南高等学校、田辺高等学校、新宮高等学校について、令和3年4月1日から9月30日までの間労働安全衛生法に基づいて実施された産業医の作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料	R3.12.4	R4.3.16	原処分妥当	R4.12.12	非開示
		教育委員会	R4.11.30		棄却	不存在
(情)11	和歌山県特定複合観光施設設置運営事業に関する提案書、審査会議事録、予備調査に関する資料	R3.10.6	R4.5.9	審議中	—	非開示、部分開示
		知事(IR推進室)	—		—	4号、6号、7号
(情)12	令和3年6月1日、2日付け起案・決裁書に対する指示書	R3.8.6	R4.5.20	原処分妥当	R4.10.14	非開示
		知事(廃棄物指導室)	R4.9.29		棄却	不存在
(情)13	湯の峰温泉公衆浴場解体跡地に関する初期対処票継続紙、現場確認報告書	R3.10.6	R4.5.20	原処分妥当	R4.10.14	部分開示、全部開示
		知事(廃棄物指導室)	R4.9.29		棄却	7号

Ⅲ 情報提供の状況

1 行政資料の利用状況

以下に掲げる表は、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）を含む過去3年度分の情報公開コーナーの利用状況を示したものです。

(1) 行政資料の利用件数

区分	利用件数			利用者数
	閲覧	貸出	計	
令和4年度	439	970	1,409	138
令和3年度	195	329	524	119
令和2年度	161	267	428	128

(2) 利用者別内訳

区分	公務員	教員	会社員等	報道機関	学生	その他	計
令和4年度	56	10	43	2	10	17	138
令和3年度	33	13	47	3	5	18	119
令和2年度	32	16	58	1	13	16	136

(3) 写しの交付枚数等

区分	行政資料の利用	
	交付者数	交付枚数
令和4年度	110	1,028
	106	1,420
令和3年度	126	1,636

2 情報公開コーナーの主な配架資料

(1) 情報公開コーナーに配架している主な行政資料 (各資料配架されていない年度のものもあります)

区 分	行 政 資 料 名
知事室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県政のあゆみ (S43～H26) ・ 県民の友 (S59～最新版) ・ 和歌山県ガイドブック (H5～H17) など
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書事務の手引 (第四・五次改訂版) ・ 予算の概要 (S59～最新版) ・ 和歌山県の情報公開・個人情報保護 (運用・実施状況) (H5～最新版) ・ 消防防災年報 (S44～H16 の発表年) ・ 主要施策の成果 (S33～最新版) ・ 和歌山県地域防災計画 (S38～最新版) ・ 市町村決算の概況 (H12～H22) ・ 市町村データブック (H5～最新版) ・ 和歌山県税務統計書 (H5～最新版) ・ 和歌山県報 (H9～最新版) ・ 和歌山県国民保護計画・法人の経営状況報告書 (H4～最新版) ・ 県税のあらまし (H17～最新版) など
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山県長期総合計画・図表で見る県勢 (S57～H18) ・ 土地利用動向調査 (H4～H15) ・ 和歌山県地価調査基準地価格要覧 (H11～H23) ・ 指標からみた和歌山県のすがた (H20～最新版) ・ 和歌山県人権施策基本方針 (H16・H22) ・ 和歌山県の商業 (S35～H19) ・ 和歌山県の工業 (S43～最新版) ・ 和歌山県統計年鑑 (S28～最新版) ・ 消費者物価指数年報 (S59～最新版) など
環境生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民相談年報 (最新2か年) ・ 和歌山県環境白書 (H12～最新版) ・ 和歌山県男女共同参画年次報告書 (H20～最新版) ・ 保全上重要なわかやまの自然和歌山県レッドデータブック (H12・H24) ・ 鳥獣保護区等位置図 (H10～最新版) など
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山県の生活保護 (H1～最新版) ・ 紀州の国保 (S55～R1) ・ 和歌山県介護保険事業年報 (H12～R2) ・ わかやま長寿プラン (H12～最新版) など
商工観光労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工観光労働行政の概要 (H21～最新版) ・ 観光客動態調査報告書 (S47～H29) ・ きのくに産業白書 (H12～H24) など
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山県の農林水産業 (S63～最新版) ・ 和歌山の果樹 (S59～H18)

	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山の水産（S51～最新版の発表年） ・わかやまの農業農村整備（H19～最新版） ・森林・林業および山村の概況（H7～H24） など
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県県土整備の概要（H15～最新版） ・和歌山県の道路（S58～H29） ・道路交通情勢調査（H11・H17・H22） ・和歌山県の都市計画（S53～H19） ・和歌山県水防計画書（S35～H20） ・和歌山県港湾統計（S58～R1） ・和歌山の河川（H17・H21） ・わかやまの漁港（H15） など
各種委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与等に関する報告及び勧告（H5～最新版） ・選挙の記録（S31～最新版） ・和歌山県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書（H2～最新版） ・政治団体等の収支報告書の要旨（S62～H11） など
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・交通年鑑（S53～H30） ・犯罪統計書（S33～最新版） ・和歌山の警察（H15～H18） ・和歌山の犯罪（H13～最新版） など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村の広報誌 ・県内市町村史 ・県内市町村要覧 など
国等	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査 ・日本統計年鑑 ・商業統計 ・家計調査 ・農林漁業センサス ・事業所・企業統計 ・建築統計年報 など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・21世紀WAKAYAMA（H1～最新版） ・和歌山県職員録（H21～最新版） ・他都道府県の統計 など

なお、情報公開コーナー（県庁本館2階）では、ここに掲載した行政資料のほかにも、多数行政資料を保有し、閲覧に供するほか、写しの交付も行っています。

(2) 令和4年度有償刊行物販売数ベスト3

	刊行物名	部数
1	建設工事にかかる《新公共調達制度》の手引き 〔令和4年度版〕	766
2	土木請負工事必携（2葉の1・2葉の2） 【令和4年7月】	147
3	令和3年度 指標からみた和歌山県のすがた	16

個人情報保護制度

I 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の目的

情報化社会の進展により、様々な情報が大量かつ迅速に流通し、私たちの社会生活に多くの利便性をもたらしてくれました。しかし、その反面で、自分の情報が知らないうちに不適正な取扱いをされているのではないかという不安感やプライバシーの侵害のおそれがあります。

このことから、和歌山県では、個人情報を適正に取り扱う上で守るべきルールを定め、県の保有する個人情報について開示、訂正及び利用停止請求を求める権利を明らかにする等した「和歌山県個人情報保護条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和4年度まで条例に基づいた個人情報保護制度を運用していました。令和5年度からは従来、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体等でそれぞれ分かれていた規律が個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に一本化され、法に基づいた全国共通ルールの個人情報保護制度が運用されています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 個人情報とは

「個人情報」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。また、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」といいます。

- ア 個人の氏名、住所、生年月日、職業など個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報を含む。）
- イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 実施機関

条例において「実施機関」とは、条例に基づき個人情報保護制度を実施する機関で、以下の15機関（※1）がこれに当たります。

知事、議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、警察本部長、県が設立した地方独立行政法人（※2）並びに和歌山県住宅供給公社及び和歌山県土地開発公社（以下「地方公社」という。）

※ 1 令和 5 年度からは、議会は法の対象外。地方公社は法に基づく民間事業者のルールを適用。

※ 2 現在、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「県立医科大学」という。）が該当。令和 5 年度からは、県立医科大学における個人情報の取扱いについては、法に基づき民間の大学や病院と同じルールを適用。

(3) 実施機関が取り扱う個人情報の保護

ア 収集の制限

個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ適正な方法により収集しなければなりません。なお、原則として、本人から収集します。

また、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する要配慮個人情報は、原則として、収集することができません。

イ 適正な管理

個人情報取扱事務の目的に必要な範囲内で、保有個人情報が事実と合致するよう努めるとともに、漏えい、滅失又はき損等の防止、その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

また、保有する必要がなくなった保有個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去します。

ウ 職員等の義務

実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。なお、職員であった者も同様です。

エ 委託に伴う措置

個人情報取扱事務を外部に委託するときは、委託先において、個人情報の保護に関し必要な措置を講じます。

オ 利用及び提供の制限

原則として、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供しません。

また、原則として、通信回線を用いた電子計算機等の結合（オンライン結合）による実施機関以外への保有個人情報の提供は行いません。

カ 特定個人情報の利用及び提供

特定個人情報は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、目的以外の目的のために実施機関内部で利用しません。

また、特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関以外のものに提供しません。

キ 個人情報ファイル簿の作成及び公表

個人情報ファイルを保有する場合、当該個人情報ファイルの名称や目的及び記録項目等を記載した個人情報ファイル簿を作成及び公表します。

(4) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求等

ア 保有個人情報開示請求

何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有している自己を本人とする保有個人情報について開示請求をすることができます。

開示請求のあった自己を本人とする保有個人情報は、原則として開示しますが、以下に掲げる情報については、開示することはできません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 開示請求者以外の個人に関する情報

(ウ) 法人等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 審議検討等情報

(カ) 事務事業情報

(キ) 評価等情報

(ク) 未成年者及び成年被後見人に関する情報

イ 口頭による開示請求（簡易開示）

実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、口頭による開示請求をすることができます。また、当該請求に対しては、直ちに開示します。

ウ 保有個人情報訂正請求

開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その個人情報の訂正請求をすることができます。

エ 保有個人情報利用停止請求

開示を受けた自己の個人情報が、収集の制限、利用及び提供の制限等に違反して不適正に取り扱われていると思料するときは、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。

オ 審査請求

実施機関が行った開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定に不服があるときは、当該実施機関に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求を受けた実施機関は、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会から諮問に対する答申を受け、当該答申を尊重し、審査請求に対する裁決を行います。

なお、審議会は、優れた識見を有する10名以内の委員で構成され、第三者的な立場から審査請求の事案の審議、その他の個人情報の保護に関する重要な事項について、調査審議等するために設けられた知事の附属機関です。

キ 苦情の処理

個人情報の取扱いに関する苦情に対して、適切かつ迅速な処理に努めます。

ク 個人情報保護窓口の設置

個人情報の保護に関する相談及び案内、保有個人情報に対する開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付その他個人情報の保護に関する事務を行うため、個人情報窓口を設置しています。

知事においては、県庁内に総合窓口（情報公開コーナー）、地方機関、振興局ごとに地方窓口を設置しています。

議会においては、県議会事務局総務課に、公安委員会及び警察本部長においては、警察本部情報公開コーナー及び各警察署警務課に窓口を設置しています。

また、地方公社及び県立医科大学については、それぞれの機関に窓口を設置しています。

Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報ファイル簿の件数

令和4年度末現在で実施機関が公表している個人情報ファイル簿の件数は273件で、各実施機関の公表件数は次のとおりです。

(実施機関別ファイル簿件数)

実施機関	件数
知事	214
議会	0
教育委員会	9
公安委員会	0
警察本部長	27
選挙管理委員会	0
監査委員会	0
人事委員会	0
労働委員会	0
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁業管理委員会	0
和歌山県立医科大学	23
和歌山県住宅供給公社	0
和歌山県土地開発公社	0
計	273

(知事部局内訳)

各部局	件数
知事室	6
総務部	21
企画部	7
環境生活部	15
福祉保健部	84
商工観光労働部	12
農林水産部	16
県土整備部	23
会計局	3
振興局	27
計	214

2 保有個人情報の開示請求等

以下に掲げる表は、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）を含む過去3年度分の開示請求等の処理状況を示したものです。

(1) 開示請求件数及び決定件数等の区分別内訳

区分	請求 件数	決定内容等						
		開示			非開示			取下げ
		全部開示	部分開示	計	非開示情報	不存在	存否応答 拒否	
令和4年度	340	105	221	326	3	6	1	4
令和3年度	188	57	119	176	4	4	1	3
令和2年度	213	43	159	202	2	6	0	3

※ 件数には、口頭による開示請求は含んでいません。

(2) 訂正請求件数及び決定内容などの区分別内訳

区分	請求 件数	決定内容等			
		訂正			非訂正
		全部	部分	計	
令和4年度	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0

(3) 利用停止請求件数及び決定内容等の区分別内訳

区分	請求 件数	決定内容等			
		利用停止			非利用 停止
		全部	部分	計	
令和4年度	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0
令和2年度	2	0	0	0	2

(4) 窓口別請求者数

区分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
知事 部局	総合公開	21	12	21
	地方公開	6	3	2
	担当課	1	0	0
議会		0	0	1
警察		49	35	42
県立医科大学		1	2	2
住宅供給公社		0	0	0
土地開発公社		0	0	0
計		78	52	68

(5) 実施機関別請求状況

区分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
知事 部 局	知事室	0	0	0
	総務部	2	2	3
	企画部	1	7	0
	環境生活部	0	2	2
	福祉保健部	98	59	60
	商工観光労働部	0	0	0
	農林水産部	7	5	0
	県土整備部	2	0	0
	会計局	0	0	0
	どの部局にも属さないもの	5	0	0
	小計	115	75	65
議会		0	0	1
教育委員会		1	4	0
公安委員会		0	0	0
選挙管理委員会		0	0	0
監査委員会		16	0	0
人事委員会		1	0	0
労働委員会		0	0	0
収用委員会		0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0
内水面漁業管理委員会		0	0	0
警察本部		206	107	145
和歌山県立医科大学		1	2	2
和歌山県住宅供給公社		0	0	0
和歌山県土地開発公社		0	0	0
計		340	188	213

※ 令和4年度の実施機関別内訳

区分	請求 件数	決定内容等							
		開示			非開示			取下げ	
		全部	部分	計	非開示情報	不存在	存否応答 拒否		
知事 部 局	知事室	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務部	2	1	0	1	0	1	0	0
	企画部	1	1	0	1	0	0	0	0
	環境生活部	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉保健部	98	75	18	93	1	2	0	2
	商工観光労働部	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産部	7	4	0	4	0	3	0	0
	県土整備部	2	2	0	2	0	0	0	0
	会計局	0	0	0	0	0	0	0	0
	どの部局にも属さないもの	5	4	0	4	0	0	0	1
小計	115	87	18	105	1	6	0	3	
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	1	0	0	0	0	0	1	0	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	16	16	0	16	0	0	0	0	
人事委員会	1	0	1	1	0	0	0	0	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁業管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部	206	2	201	203	2	0	0	1	
和歌山県立医科大学	1	0	1	1	0	0	0	0	
和歌山県住宅供給公社	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山県土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	340	105	221	326	3	6	1	4	

(6) 非開示理由別内訳

非開示又は部分開示の決定をした公文書の非開示理由別の内訳です。2つ以上の非開示理由がある公文書については、すべての理由について集計しています。

区分(該当条項)	令和4年度	令和3年度	令和2年度
法令秘情報(1号)	5	0	0
開示請求者以外の個人に関する情報(2号)	195	96	135
法人等情報(3号)	3	0	2
公共安全等情報(4号)	35	3	21
審議検討等情報(5号)	6	0	2
事務事業情報(6号)	69	20	38
評価等情報(7号)	7	0	1
未成年者及び成年被後見人に関する情報(8号)	0	0	0
その他(不存在・存否応答拒否)	7	5	6

3 審査請求の状況

開示決定等に対する審査請求の処理状況は以下のとおりです。

(1) 審査請求の件数及び処理状況

実施機関が行った保有個人情報の非開示決定及び部分開示決定に対する審査請求は、令和4年度に受理したものが0件、令和3年度以前から継続しているものが1件あり、令和4年度中に取り扱った審査請求は合計1件です。これらの処理状況は以下のとおりです。

区分	審査請求 件数	処 理 状 況					
		全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	1	0	0	0	0	0	1

(2) 審査請求の内容及び審議会の状況

諮問 番号	審 査 請 求 内 容	審査請求 年月日	個人情報保護審議会		裁決等
		実施機関 (担当課等)	諮問年月日	答申内容	裁決年月日
			答申年月日		裁決内容
(個)2	岩出市保健衛生事故調査会の会議録に関する保有個人情報開示請求について部分開示決定が行われたことに対する審査請求	R4.2.9	R3.5.23	審議中	
		知事(健康推進課)			

4 実施機関非識別加工情報の提案の件数及び処理状況

実施機関非識別加工情報の提案募集を令和4年7月1日から同年8月1日にかけて実施しました。件数及び処理状況については以下のとおりです。

区分	提案の件数	処 理 状 況				
		適 合			不適合	取下げ
		提供済	手続中	契約申込 な し		
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0

Ⅲ 口頭により開示請求をすることができる個人情報及び実施状況

※ 過去3年度分の請求状況

区分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
知事 部 局	知事室	0	0	0
	総務部	0	0	0
	企画部	0	0	0
	環境生活部	0	0	0
	福祉保健部	25	28	19
	商工観光労働部	4	2	6
	農林水産部	2	1	2
	県土整備部	0	0	0
	会計局	0	0	0
	小計	31	31	27
議会		0	0	0
教育委員会		2,671	3,130	3,509
公安委員会		0	0	0
警察本部		0	0	0
選挙管理委員会		0	0	0
監査委員		0	0	0
人事委員会		0	0	0
労働委員会		0	0	0
収用委員会		0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0
内水面漁業管理委員会		0	0	0
和歌山県立医科大学		0	0	0
和歌山県住宅供給公社		0	0	0
和歌山県土地開発公社		0	0	0
計		2,702	3,161	3,536

※ 口頭により開示請求をすることができる項目と請求件数（令和4年度）

知事部局

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	請求件数
事務の名称	開示する内容			
行政書士試験	科目別得点	合格発表の日から1月間	市町村課	0
和歌山県立高等看護学院入学試験（推薦入試・一般入試）	総合得点	推薦入試は合格発表の翌日から1月間、一般入試は最終合格発表の日から1月間	和歌山県立高等看護学院	13
和歌山県立なぎ看護学校入学試験（推薦入試・一般入試）	総合得点	最終合格発表の日から1月間	和歌山県立なぎ看護学校	4
介護支援専門員実務研修受講試験	分野別得点	合格発表の日から1月間	長寿社会課	8
採石業務管理者試験	総合得点	合格発表の日から1月間	砂防課	0
和歌山県農林大学校入学試験・選考試験	総合得点	合格発表の日から1月間	和歌山県農林大学校	2
和歌山県立和歌山産業技術専門学院入学試験	総合得点及び順位	合格発表の日から1月間	和歌山県立和歌山産業技術専門学院	3
和歌山県立田辺産業技術専門学院入学試験	総合得点及び順位	合格発表の日から1月間	和歌山県立田辺産業技術専門学院	0
知的障害者を対象とした和歌山県職員採用試験	総合得点及び順位	合格発表の日から1月間	人事課	0
世界遺産マスター認定試験	筆記試験の得点及び面接試験得点並びにそれらの合計点	可否の通知を発出した日から1月間	観光振興課	1

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	請求件数
事務の名称	開示する内容			
和歌山県職員採用Ⅰ種（大学卒業程度）試験	（第1次試験不合格者）第1次試験の総合得点及び総合順位（第2次試験受験者）第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
和歌山県職員採用Ⅱ種（短大卒業程度）試験	（第1次試験不合格者）第1次試験の総合得点及び総合順位（第2次試験受験者）第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
和歌山県職員採用Ⅲ種（高校卒業程度）試験	（第1次試験不合格者）第1次試験の総合得点及び総合順位（第2次試験受験者）第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
和歌山県警察官A採用試験	（第1次試験不合格者）第1次試験の総合得点及び総合順位（第2次試験不合格者）第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位（第3次試験受験者）第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次紙面を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
和歌山県警察官B採用試験	（第1次試験不合格者）第1次試験の総合得点及び総合順位（第2次試験不合格者）第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位（第3次試験受験者）第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次紙面を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0

和歌山県職員採用選考試験 (第1次試験及び第2次試験を実施する場合)	(第1次試験不合格者) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (第2次試験受験者) 第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
和歌山県職員採用選考試験 (第2次試験を実施しない場合)	総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
和歌山県育休任期付職員採用試験 (Ⅲ種相当)	(第1次試験不合格者) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (第2次試験受験者) 第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
和歌山県育休等任期付職員採用選考試験	(第1次試験不合格者) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (第2次試験受験者) 第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
身体障害者を対象とした和歌山県職員採用試験	(第1次試験不合格者) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (第2次試験受験者) 第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	請求件数
事務の名称	開示する内容			
和歌山県立高等学校入学者選抜学力検査	一般入学における学力検査の教科別得点及び合計得点並びに第2次募集及び追学力検査における学力検査の得点	合格発表の翌日から1月間	受験した県立高等学校（分校で受験した者については、分校）	2,284
和歌山県立中学校入学者選考	和歌山県立中学校入学者選考における適正検査Ⅰ、適正検査Ⅱ及び作文の得点	選考結果発表の日の翌日から2週間及び当該選考結果発表の日の属する年度の3月22日から同月28日まで	受験した県立中学校	387

合計

2,702

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会（情報公開・個人情報保護関係）は、令和4年度において計18回開催され、以下のとおり、諮問事項の審議等を行いました。

回	開催年月日	審議内容等
第2回 総会	令和4年8月8日	・和歌山県個人情報の保護に関する法律の法律施行条例案について
第3回 総会	令和4年11月10日	・和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例案について
第5回 総会	令和5年3月8日	和歌山県情報公開・個人情報保護審議会運営要領の改正案について
第12回 第1部会	令和4年4月22日	・諮問（情）第8号、第9号及び第10号の審議
第13回 第1部会	令和4年6月28日	・諮問（情）第10号、第12号及び第13号の審議 ・諮問（個）第2号の審議
第14回 第1部会	令和4年8月23日	・諮問（情）第10号、第12号及び第13号の審議 ・諮問（個）第2号の審議
第15回 第1部会	令和4年9月26日	・諮問（情）第10号、第11号及び第12号の審議 ・諮問（個）第2号の審議
第16回 第1部会	令和4年10月20日	・諮問（情）第10号の審議 ・諮問（情）第2号の審議
第17回 第1部会	令和4年11月29日	・諮問（情）第10号の審議 ・諮問（情）第2号の審議
第18回 第1部会	令和5年2月7日	・諮問（個）2号の審議
第19回 第1部会	令和5年3月8日	・諮問（個）2号の審議
第14回 第2部会	令和4年6月20日	・諮問（情）第11号の審議
第15回 第2部会	令和4年8月1日	・諮問（情）第11号の審議
第16回 第2部会	令和4年9月28日	・諮問（情）第11号の審議
第17回 第2部会	令和4年11月14日	・諮問（情）第11号の審議
第18回 第2部会	令和4年12月12日	・諮問（情）第11号の審議
第19回 第2部会	令和5年2月20日	・諮問（情）第11号の審議
第3回 第3部会	令和5年3月8日	・住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する報告について